

公益財団法人 佐倉国際交流基金

平成 25 年度 第 2 回定例理事（役員）会
議事録

平成 26 年 3 月 13 日（木）

平成 25 年度 公益財団法人佐倉国際交流基金 第 2 回定例理事（役員）会 議事録

◎ 会議の日時及び場所

平成 26 年 3 月 13 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 3 時
レインボープラザ佐倉（ワークプラザ 2 階会議室）

◎ 理事の現在数 10 名

監事の現在数 2 名

◎ 会議に出席した理事の氏名

出席理事（8 名） 宍倉昌男・熊谷隆夫・石塚孝男・伊藤三郎・岩崎健一・岡村美智子
笹沼和男・山田滋

出席監事（1 名） 熊崎久雄

欠席理事（2 名） 大久保純一・鈴木博

欠席監事（1 名） 石渡 孝

◎その他出席者

佐倉市役所企画政策部広報課	課 長	鈴木千春
佐倉市役所企画政策部広報課	平和・国際担当	堀越一禎
公益財団法人佐倉国際交流基金	事務局長	坂田藤男
公益財団法人佐倉国際交流基金	事務局員	加藤利江
公益財団法人佐倉国際交流基金	事務局員	米澤尚子

1. 開 会

坂田事務局長より平成 25 年度第 2 回定例理事（役員）会の開会が宣言された。

2. 理事長あいさつ

本日はあいにくの悪天候の中、お集まり頂きまして有り難うございます。

国交省が今年の訪日外国人を 1,036 万人と想定している。昨年 12 月までの訪日人数は前年に比べ 25%の増加となっている。日本が安全安心な国であり、世界遺産・自然遺産、文化遺産も多くあって、日本を訪れたい外国人が増え、日本にとって喜ばしいことだ。2020 年は、オリンピックもあり 2,000 万人を目標としている。メリットは、日本を世界の方々が理解してくれること、デメリットは、犯罪の問題などがある。

基金は公益法人となって 3 年目になり、先日千葉県の実地検査があり、いくつか細かい点の指摘事項はあるが無事検査を通過し、公益法人として健全に事業を進めていると評価された。本日は、25 年度の事業の関係、26 年度の事業計画・予算などのご審議をお願いしたい。

- ・議長選出

事務局長より定款の定めにより、議長は理事長がこれにあたる旨通告された。

3. 会議成立報告

議長より本日の出席者は理事 8 名、監事 1 名、欠席 2 名で過半数の出席により本会議の成立が報告された。

4. 議事録署名人の選出

議長より議事録署名人は定款の定めにより理事長・監事がこれにあたる旨通告された。

5. 議 題

- ・第 1 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成 26 年度事業計画（案）について
- ・第 2 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成 26 年度事業予算（案）について
- ・第 3 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 定款改訂（案）について
- ・第 4 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 賛助会費規程改訂（案）について

(報告事項)

- (1) 千葉県立入検査にともなう会計処理の変更
- (2) 佐倉市国際文化大学 平成 26 年度カリキュラムについて
- (3) 役職員旅費規程・事務員の雇用に関する要綱について

- ・議案の上程

議長

本日は、新しい理事体制になって、初めての理事会なので、皆様に簡単にご挨拶を頂きたい。

—————全員の自己紹介—————

本日の議題は、第 1 号議案から第 4 号議案までであるが、先日ご案内した議題と若干変わっている。3 月 3 日に千葉県の立入検査を受けた際の助言により、定款の変更が発生した為である。また、旅費規程と事務員雇用要綱につきましては、財団法人から公益財団法人に名称を替えただけで、内容に変更はないので、報告事項とした。

議題の変更に関して異議はあるか。

《異議なし》

それでは、第1号議案「平成26年度事業計画」と第2号議案「平成26年度予算案」について、事務局長より説明願う。

事務局長

第1号議案、第2号議案の説明をする。本日の議案は、三役会や担当理事と相談の上のものである。

第1号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成26年度事業計画案について

本資料の説明

I 事業方針の説明

1. 公益財団法人としての社会的使命を認識し、地域社会から信頼される事業へ一層の発展を図る。
2. 「安定」と「継続」を重要な課題と位置づけ、中長期的視点から財政調整に努力する。
3. 地域における多文化共生の促進に寄与する事業経営を目指す。
4. 公益目的事業間の連携を強め、効果的かつ効率的な運営を目指す。

事務局長

事業計画については、担当の執行理事から説明願う。

山田理事

1) 佐倉市国際文化大学（5月～11月実施予定）

26年度のカリキュラム（P34資料参照）については、日本の政治のあり方が世界との関係や与える影響などに重点をおいた。全体的には、バランスがとれた講義内容となっている。

応募状況は、今週末締切りだが、現在132名。応募者多数のため公開抽選を予定している。こうほう佐倉の掲載が功を奏していると思われ、新規の募集者が増え、20代、30代の応募者もいて従来にないことである。

一般の方に知って頂くためもあり、年2回の公開講座がある。アンケートでは、公開講座の回数を増やして欲しいとの意見もある。

講義のテーマを一部紹介するが「EUの課題」「日本の政党政治」が公開講座の講義内容である。通常講座では、「高齢化社会を支えるロボット技術」「これからの地域福祉」「北斎と広重」等、多岐にわたる内容となっている。

伊藤理事

2) 佐倉国際スピーチコンテスト（9月28日実施予定）

今年度は、25周年記念として、横断幕、優勝カップ、メダルを購入した。

優勝カップは、スピーチ・レシテーション部の各優勝者の中学校に持参した。来年度は、例年どおりの事業・予算を予定している。来週の運営委員会で決定していくが、小中学校へのPRに力を入れたいと考えている。

岡村理事

3) イングリッシュサロン (年 10 回実施予定)

以前開催していた幼児からお年寄りまで参加の「みんなの楽しい英語」を、2年前から、内容を見直し「イングリッシュサロン」とした。昨年度は年 4 回、今年度は年 6 回だったが、来年度は、年 10 回の開催とする。4 月から始まるサロンに向け、参加を先着順で募集した結果、たいへん好評で、1 時間で応募が終了した。課題は、24 名 2 クラスではなく、もう少し広がられないかと考える。

笹沼理事

4) 佐倉国際交流のつどい (10 月 18 日実施予定)

ここ数年、多文化共生社会に力を入れている。気軽に街で声をかけられるように親しくできる企画ができないか。ふれあうチャンスを増やしていきたい。

去年は、フィリピンの方に、お国の話などしてもらった。

外国人の参加が少ないことが、課題である。

他の事業、とくに日本語講座などと連携がとれないか考えていく。

事務局長

2. 国際交流活動支援事業 (応募申請型) [公益目的事業 2]

国際交流親善・多文化共生の啓蒙に寄与すると判断される団体・グループ等に助成金を出しているが、年々減っている。書類審査を厳しくしているせい、申請をおりる団体等がある。県や市の監査で、書類の審査を厳しくし、安易に助成しないと指導されている。財政事情が厳しいことを考慮し、申請事業の審査を公益性、経済性の観点から強化する。

3. 外国人支援事業 (佐倉市国際化推進事業受託) [公益目的事業 3]

佐倉市から 150 万円を頂いて、日本語講座・生活相談事業を開催している。

1) 外国人のための日本語講座

のべ 1,600 名の外国人の方が、日本語講座に参加している。日本語を教えることよりも日本語を使ったコミュニケーションに重点をおくということで、今年度は、佐倉高校との交流、歴博見学、救命講習会など教室の外で日本人と交流する機会を提供している。今週末には、25 周年記念をかねて日本語講座のバス旅行を実施する。来年度も、今までよりも幅広く日本人と交流する機会を提供していく。

2) 外国人のための生活相談

週に3回言語ごとに開催している。佐倉市の監査から指摘もあるので、「相談日や時間外でも、可能ならば事務局や登録ボランティアが対応する」「必要に応じて相談員あるいは、登録ボランティアが、外国人の状況、要望に合わせてSIEF事務局以外で面談および支援することもできる」など、懸案事項であるので市とすり合わせをしていく。

4. その他 附帯事業

1) 情報提供の適正化を図る

「基金レターズ」及び「ホームページ」を通して、賛助会員ほか広く市民に実施状況を知らせる。ホームページは、昨年全面的にリニューアルし、使いやすい、親しみのある内容に改善をすすめてきたが、平成26年度は、よりタイムリーに情報を提供する方策を検討、実施する。

2) ボランティア募集の推進と活動の活性化に努力する

行政側との役割分担を検討し、行政にボランティア利用促進をはたらきかける。佐倉市教育委員会等の依頼、病院からの依頼など積極的にボランティアを派遣する。生活相談に対応できる日本語ボランティアの増加策を検討する。

3) 後援事業に積極的に対処する

外国人の生活を支援する事業の後援要請には前向きに対処する。

4) 賛助会員制度の活性化

賛助会員数が年々減少している。国際交流基金の活動の活性化のためにも会員数を増やし、事業への理解及び参加をすすめる必要があり、昨年に引き続き、賛助会員のプロモーションを実施する。

議長

ここまで、何か質問があるか。

広報課堀越

HELLO SAKURA等は、外国人宛てダイレクトメールとあるが、「こうほう佐倉」として欲しい。

事務局長

直接、自宅へ郵送との解釈でダイレクトメールとなっているが、了解した。

第2号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成26年度事業予算案について

・収支予算書について

収入の部

P14の予算案は、25年度と26年度の予算額を比較している。

基本財産運用収入は、国債の運用収益で、10年もの利率1%を、20年もの利率1.6%に買い替えたため今年度から増収している。来年度も同額である。

賛助会費は、540,000 円、事業収入は、佐倉市国際文化大学の受講料、つどいの参加費、イングリッシュサロンの参加費、市の受託事業収入が、1,500,000 円となる。総計 9,367,000 円である。130,000 円増えている。

支出の部

・事業費

来年度は、今年度の 25 周年事業経費を除いてある。概して例年なみである。佐倉市国際文化大学は、来年度が 25 周年になるので、100,000 円上乘せしてある。佐倉国際スピーチコンテストは、例年どおりである。佐倉国際交流のつどいは、ボランティア費用を今年度より 30,000 円上乘せして 230,000 円としている。イングリッシュサロンは、開催回数が増えるため増額、日本語講座、生活相談は、そのままである。

事業共通のところは、弁償費、賃金を管理費と事業費相当分に分け、事業費相当分の割合を増やしたため、配賦分として増えている。合計は同じ額である。

・管理費

消耗品費を増やしている。今まで、抑えていたので、来年度は増額。

旅費交通費は、外部との折衝を考え増額している。

経常費用は、今年度よりも 120,000 円減である。全体的には、ほぼ 25 年度通りである。

P17 は、平成 22 年度からのお金の動きである。

収入は、平成 22 年度は、8,300,000 円の収入に対して、26 年度は、9,370,000 円。25 年度から受託事業費が増額したこと、国債の利回りの増額で、両方合わせて約 1,000,000 円増である。

費用は、年度ごとに減っているが、25 年度は、1,500,000 円の受託事業費を使い切ったことと、25 周年事業費として使ったため、増えている。26 年度は、少し増える予想にしている。

経常増減額は、収入から支出を引いたもの。公益事業では、使い切れという収支相称の原則があるが、我々は、国債の利回りが悪くなる将来のため残しておきたい。

県の了承を得て、事業費は、赤字にして、管理費は黒字にしても良いとのこと、財政調整積立金として 25 年度は 1,100,000 円残し、26 年度は 938,000 円残す予定である。

議長 概要を説明したが、何か質問はあるか。

議長 第 1 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成 26 年度事業計画案、第 2 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 平成 26 年度事業予算案について説明したが、他に何か質問はあるか。

議長 それでは、第 1 号議案 平成 26 年度事業計画案について、及び第 2 号議案 平成 26 年度事業予算案について、他に質問がなければ採決する。賛成の方は挙手を願う。

《全員挙手》

全員挙手で第 1 号議案 平成 26 年度事業計画案及び第 2 号議案 平成 26 年度事業予算案は承認された。

次に第 3 号議案 定款の改訂について事務局長より説明を願う。

第 3 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 定款改訂（案）について

事務局長

定款の中にある、財産目録の金額と別紙「役員一覧」を削除する。

議長 第 3 議案 定款変更について賛成の方は挙手を願う。

《全員挙手》

全員挙手で第 3 号議案 定款改訂（案）について承認された。

第 4 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 賛助会費規程改訂（案）について

事務局長

賛助会費規程について、賛助会費の 50%を事業費とすることを明記するために第 5 条を追加する。

議長 第 4 議案 賛助会費規程改訂（案）について賛成の方は挙手を願う。

《全員挙手》

全員挙手で第 4 号議案 賛助会費規程改訂（案）について承認された。

次に報告事項について事務局長より説明を願う。

〔報告事項〕

- (1) 千葉県立入検査にともなう会計処理の変更
- (2) 佐倉市国際文化大学 平成 26 年度カリキュラム
- (3) 役職員旅費規程・事務員の雇用に関する要綱について

事務局長

(2) については、山田理事より説明があったので、(1) (3) について簡単に説明する。

(1) 千葉県立入検査にともなう会計処理の変更

- 1、 財政調整積立金を一般正味財産（特定資産）とする。
- 2、 財政調整積立金の運用益は、基本財産運用益とは別科目で扱う。
- 3、 寄附金および協賛金は、一般正味財産として事業ごとの収入とする。
- 4、 財政調整積立金とは別に運転資金積立預金（一般正味財産、流動資産）を新設する。
- 5、 事業共通として扱う賃金、ボランティア弁償費は、毎年勤務状況を分析し、実績に基づいた比率で、事業費、管理費に按分する。

なお、団体・法人の賛助会費は、公益法人に対する寄附金をして税務処理できることを千葉県政策法務課および成田税務署法人税担当で確認した。

- 5、については、今年度の勤務実績にもとづいて比率を考えると、管理費への配賦が多くなる。結果として、来年度は、法人会計（管理費）は黒字になるが、この黒字部分を将来の基本財産運用益の減少に備えて積立金にしていく。一方事業費会計は、この配賦により単年度では、赤字となるが、これは公益法人としての収支相償の要求に合致する正しい会計処理となる。

(3) 役職旅費規程・事務員の雇用に関する要綱について

「役職員旅費規程」「事務員の雇用に関する要綱」は、公益財団法人認定後の形式になっていなかったため、「財団法人」を「公益財団法人」に変更した。

議長 報告事項の説明で質問はあるか。

広報課堀越

報告事項では、「寄附金は、事業ごとの収入とする」とあるが、P14 の予算書を見ると事業収入と別枠に寄附金（協賛金）となっているが、説明願いたい。

事務局長

内訳表（資料 P15）には、事業ごとの寄附金（協賛金）としている。広義の事業収入であるが、狭義の事業収入とは別扱いとしなければならない。P14 はわかりづらい表となっている。

広報課堀越

了解した。

議長 本日の議題、報告事項は以上である。

他に質問がなければ、これにて平成 25 年度第 2 回定例理事会を閉会する。

（議事録作成者 坂田 藤男）

以上、平成 25 年度第 2 回定例理事（役員）会内容に相違ありません。

平成 26 年 3 月 27 日

理 事 長 ⑩

監 事 ⑩